

2025年2月5日
東急バス株式会社

弊社に対する行政処分について

弊社は、2024年4月に小型オンデマンド輸送において使用しているリース車両が車検切れのまま運行をしていた事案につきまして、2025年2月4日付で関東運輸局から下記のとおり行政処分を受けました。

ご利用のお客様をはじめ、関係のみなさまに多大なご迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

今回の処分を厳粛に受け止め、再発防止に努めるとともに法令遵守の徹底を図ってまいります。

記

1. 行政処分を受けた日

2025年2月4日

2. 対象営業所

瀬田営業所

3. 行政処分の内容

事業用自動車の使用停止処分 60日車（2両×30日車）

4. 違反行為の概要

有効な自動車検査証の交付を受けずに運行の用に供していた事業用自動車があったこと。

5. 改善処置

- ・車両点検整備体制を見直し、委託に頼らず自社システムによる管理徹底
- ・運行前点検における検査標章有効期限の確認方法の変更

以上

【お問い合わせ】

東急バス株式会社

経営統括室 経営企画部 総務グループ

電話：03-6412-0109